

○上天草市病院企業フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規程

令和2年1月7日病院事業管理規程第2号

上天草市病院企業フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年上天草市条例第7号)に定めるもののほか、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 フルタイム会計年度任用職員で、常時勤務を要するものの給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた金額とする。

3 手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、当直手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、上天草市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年上天草市条例第38号)第3条及び上天草市技能労務職員の給与に関する規則(平成16年上天草市規則第26号)第3条に定める給料表を準用する。この場合において、上天草市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年上天草市条例第38号)第3条別表第1「一般職給料表」とあるのは、「企業一般職給料表」に、同上別表第2「イ医療職給料表(二)」とあるのは、「イ企業医療職給料表(二)」に、「ウ医療職給料表(三)」とあるのは、「ウ企業医療職給料表(三)」に、上天草市技能労務職員の給与に関する規則(平成16年上天草市規則第26号)第3条別表第1「技能労務職給料表」とあるのは、「企業技能労務職給料表」と読み替えるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その内容の複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に定める職別標準職務表によるも

のとする。

(職務の級及び号給の基準)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、別表第2に定める職別号給基準表に従い上天草市病院事業管理者が決定する。

(地域手当)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当については、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年上天草市条例第26号。以下「上天草市病院企業職員給与条例」という。)第7条の規定の例による。

(通勤手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、上天草市病院企業職員給与条例第9条の規定の例による。

(特殊勤務手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、上天草市病院企業職員給与条例第11条の規定の例による。

(時間外勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、上天草市病院企業職員給与条例第12条の規定の例による。

(休日勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、上天草市病院企業職員給与条例第13条の規定の例による。

(夜間勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当については、上天草市病院企業職員給与条例第14条の規定の例による。

(当直手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の当直手当については、上天草市病院企業職員給与条例第15条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「第12条、第13条第2項」とあるのは「第8条、第9条第2項」とする。

(期末手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6か月以上の者に限る。）の期末手当については、上天草市病院企業職員給与条例第17条の規定の例による。

2 前項の場合において、任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（退職手当）

第13条 フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、上天草市病院企業職員給与条例第19条の規定の例による。

（給与の減額）

第14条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、上天草市病院企業職員給与条例第20条第1項の規定の例による。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給与に関し必要な事項は、上天草市病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職別標準職務表

職種	種別	標準的な職務内容
専門職	専門職1種	資格、知識、経験等を有し、担当業務を主体的に行う職務
	専門職2種	高度な資格、知識、経験等を有し、担当業務を主体的に行う職務
事務職	事務職1種	定型的又は定例的な業務を主体兼補助的に行う職務
技能労務職	技能労務職1種	技能労働性が高い業務を主体的兼補助的に行う業務

	技能労務職 2種	知識、経験等を有し、技能労働性が高い 業務を主体的兼補助的に行う職務
	技能労務職 3種	資格、知識、経験等を有し、技能労働性 が高い業務を主体的に行う職務

別表第2（第4条関係）

職別号給基準表

職種	学歴	基準号給		上限号給	
		級	号給	級	号給
医療技術職 (医療職二)	短大卒程度	1級	11号給	1級	35号給
	大卒程度	2級	1号給	2級	25号給
看護職 (医療職三)	短大2卒	2級	1号給	2級	25号給
	短大3卒	2級	5号給	2級	29号給
准看護職 (医療職三)	准看護師養成所卒	1級	1号給	1級	25号給
一般事務職	高卒程度	1級	1号給	1級	25号給
技能労務職 1種	その他	1級	1号給	1級	25号給
技能労務職 2種	その他	1級	9号給	1級	33号給
技能労務職 3種	高卒程度 (有資格者)	1級	17号給	1級	41号給